

令和6年度公益財団法人京都府スポーツ協会事業計画

【公1】スポーツ普及・活動促進事業

[定款上の根拠: 第4条第1項第2号、4号、6号、8号、9号、10号]

事業名等	趣旨・目的	内 容	主管団体等
【1】スポーツ活動の推進に関する事業 (1)国民スポーツ大会等派遣・選手選考会事業	(公財)日本スポーツ協会が国及び開催地の都道府県と共同して開催する国民スポーツ大会への選手等の派遣及び選手選考会の開催等を行うことにより、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚し国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツを振興する。	○第78回国民スポーツ大会 〈会期前開催〉 令和6年9月5日(木)～9月17日(火) 令和6年9月21日(土)～10月1日(火) 〈本大会〉 令和6年10月5日(土)～10月15日(火) 開催地:佐賀県 ○第79回国民スポーツ大会冬季大会 〈スケート・アイスホッケー〉 令和7年1月26日(日)～2月5日(水) 開催地:岡山県岡山市、倉敷市・群馬県渋川市 〈スキー〉 令和7年2月13日(木)～16日(日) 開催地:秋田県鹿角市 上記大会に京都府選手団を派遣する。	京都府スポーツ協会 (競技力強化委員会)
		○第78回国民スポーツ大会近畿ブロック大会 令和6年6月19日(水)～8月25日(日) 開催地:和歌山県 ○第79回国民スポーツ大会冬季大会近畿ブロック大会 〈アイスホッケー〉 令和6年11月30日(土)～12月8日(日) 開催地:和歌山県 上記大会に京都府選手団を派遣する。	京都府スポーツ協会 (競技力強化委員会)
		○選手選考会 国民スポーツ大会実施要項総則及び同競技別実施要項の定めにより、令和5年4月1日から令和6年1月31日までの間に当該競技団体が実施する。	当該競技団体 京都府スポーツ協会 (競技力強化委員会)
(2)京都府民総合体育大会事業	京都府民の誰もが様々な形で集い、競技し、交流することにより、府民の生涯にわたるスポーツ活動の振興を図るとともに、地域の活性化に資する。	京都府民を対象に、市町村対抗競技会15競技19種別・種目別交流大会3種目・種目別競技会・マスターズ大会等を令和6年4月1日から令和7年2月28日までの間に、それぞれの主管団体が実施する。 オープニングフェスティバルは、令和6年10月27日(日)亀岡運動公園において開催する。	当該競技団体 市町村体育・スポーツ団体 京都府スポーツ協会 (普及委員会)

<p>【2】スポーツ医・科学に関する事業</p>	<p>府民スポーツ及び競技力向上に係る医・科学的研究を推進し、その成果を効果的に指導者や選手に提供する。</p>	<p>○国スポーツ選手の医・科学サポートに関する研究 ◆アンチ・ドーピング講習会 ◆メディカルスポーツノートの作成 ◆アンチ・ドーピング相談施設あんないリーフレット作成 等</p> <p>○京都府アスレティックトレーナー協議会の運営</p>	<p>京都府スポーツ協会 (スポーツ科学委員会)</p>
<p>【3】スポーツを通じた国際交流に関する事業 (1)地域交流 (日韓・日中交流)</p>	<p>(公財)日本スポーツ協会が実施する国際交流事業について、該当市町村体育・スポーツ団体と連携して実施する。 2002FIFA 日韓 ワールドカップ の日韓共同開催決定 および2007年に日中両国政府により実施された2007「日中文化・スポーツ交流年」を契機として、各国との地域レベルにおけるスポーツ交流をより一層促進し、相互理解と友好親善を深めるとともに各地域のスポーツ振興を図ることを目的とする。</p>	<p>※京都市が申請中</p>	<p>京都府スポーツ協会 当該市町村体育・スポーツ団体</p>

【公2】 スポーツ指導者養成・生涯スポーツ推進事業

[定款上の根拠: 第4条第1項第10号、11号、12号]

事業名等	趣旨・目的	内 容	主管団体等
<p>【1】競技別スポーツ指導者の養成に関する事業 (1)スポーツ指導者養成事業</p>	<p>地域のスポーツ団体等において指導を行っている者等について(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の資格取得を通して、意欲の高揚、知識の拡充、技術の向上など、資質向上を図り、地域のスポーツ団体等の中心となる指導者として養成する。</p>	<p>コーチ1:受講年の4月1日現在、満18歳以上の者(一部の競技を除く)で1競技10名(令和5年度から7年度は特例措置として5名)以上を対象に、共通科目 I 45時間(JSPOが実施するオンライン形式の講習)・専門科目20時間以上の講習会を令和6年4月1日から令和7年1月26日までの間に競技別に各競技団体に委託して実施する。 (実施希望団体) バレーボール競技・テニス競技・空手道競技</p>	<p>京都府スポーツ協会(指導者委員会) 当該競技団体</p>
<p>(2)京都府スポーツ指導者研修事業</p>	<p>(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者について、資格更新のための研修(有効期限が切れる6ヶ月前まで)を通して、現場での指導活動に際して最新の知識・情報を提供する。</p>	<p>(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の更新研修(有効期限が切れる6ヶ月前まで)として、合計300名程度を対象に、講演(講義)3時間の研修会を令和6年7月、12月と令和7年2月に本会が実施する。</p>	<p>京都府スポーツ協会(指導者委員会) (スポーツ科学委員会) 京都府スポーツ指導者連絡協議会</p>
<p>【2】生涯スポーツ指導者の養成に関する事業 (1)生涯スポーツ指導者研修会</p>	<p>府内の生涯スポーツの推進に必要な指導者の育成と資質の向上を図るための研修会等を府内の幅広い団体において実施し、本府における生涯スポーツ社会の実現を目指す。</p>	<p>対象者:生涯スポーツ指導者及び中学・高等学校の指導者 研修内容:講演・実技・研究協議等4時間程度</p>	<p>京都府スポーツ協会(指導者委員会)</p>
<p>(2)生涯スポーツ地区別研修会</p>	<p>生涯スポーツの推進に必要な指導者の育成と資質の向上を図るための研修会を実施し、本府における生涯スポーツ社会の実現を目指す。</p>	<p>対象者:各地区(京都市、乙訓、山城、南丹、中丹・丹後)体育・スポーツ指導者等 研修内容 ①スポーツ振興に関する講演・講義等 ②指導者相互の研究協議 ※①・②とも各2時間 計4時間</p>	<p>各地区体育・スポーツ協会連絡協議会</p>
<p>(3)スポーツボランティア育成事業</p>	<p>当該競技の経験者に限定せず、広く社会から人材を登用(公募)することでスポーツ団体・競技大会の安定的な運営を図る。</p>	<p>参加の方法を拡充することにより、スポーツへの参加の仕方のツールを増やし、スポーツへの多様なアクセスに支援する。</p>	<p>京都府スポーツ協会</p>

【公3】 地域スポーツ推進・総合型地域スポーツクラブ等育成事業

[定款上の根拠: 第4条第1項第4号、10号]

事業名等	趣旨・目的	内 容	主管団体等
<p>【1】もっと元気な京都のスポーツ推進事業</p>	<p>競技団体、市町村体育団体が主体となり、スポーツを通して健康の増進、地域の活性化、競技力向上・普及のためのスポーツ教室等を支援することを目的とする。</p>	<p>○京都パワーアップ支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地域のスポーツ実施率の向上を目指し、市町村・市町村体育団体が中心となり実施する地域住民参加型のスポーツイベントに助成する。 ◆地域の医療機関と連携し、中・高齢者を対象としたスポーツ教室や健康寿命を延ばすためのスポーツイベント等に助成する。 ◆「ワールドマスターズゲームズ関西」への機運醸成を図るため中高年向けのスポーツイベントに助成する。 ◆普及と競技力向上を目的としたジュニアの発掘から、小・中・高校の一貫指導体制を実践する活動に助成する。 ◆行政機関、民間旅行会社等と連携し地域の観光資源を活用したスポーツ活動に助成する。 ◆地域の特性を活かした健常者と障がい者のスポーツ交流教室やイベントに助成する。 	<p>京都府スポーツ協会</p>
<p>【2】総合型地域スポーツクラブ育成推進事業</p>	<p>総合型地域スポーツクラブを育成推進するために、本府の生涯スポーツ社会の実現に向け、保健体育課と連携しながら、府内の総合型地域スポーツクラブの育成のため京都府総合型地域スポーツクラブ連絡協議会を支援する京都府広域スポーツセンター機能の充実に努める。</p>	<p>○総合型クラブ育成推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆既存クラブの育成・支援 ◆創設クラブの指導・支援 ◆指導者育成等 <p>○保健体育課と連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆学校部活動地域推進等情報提供の充実 ◆各種団体との連携 ◆京都府広域スポーツセンター京都府総合型地域スポーツクラブ連絡協議会の持続可能な活動に向けた支援 <p>○登録業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆令和6年度からの正式運用された日本スポーツ協会全国協議会への総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度に係る業務(書類審査・実地審査) 	<p>京都府スポーツ協会 (普及委員会) 広域スポーツセンター</p>

【公4】 京都府スポーツ少年団事業

[定款上の根拠: 第4条第1項第7号]

事業名等	趣旨・目的	内 容	主管団体等
【1】スポーツ少年団の人材育成に関する事業 (1)指導者育成 ア スタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会	スタートコーチ(ジュニア・ユース)の資格取得を通して、資質向上を図り、スポーツ少年団の中心となって活躍できる指導者を養成することで、スポーツ少年団の活動の充実を図る。	○スタートコーチ(ジュニア・ユース)の資格取得のための講習の実施	京都府スポーツ少年団 日本スポーツ少年団
イ 指導者協議会 研修支援	京都府スポーツ少年団指導者協議会が実施する各種研修事業を支援する。	○府スポーツ少年団指導者研修会の開催 ○全国・近畿の研究大会等に派遣	京都府スポーツ少年団
ウ アクティブ チャイルド プログラム普及促進 研修会	幼児期からの団員の指導方法を周知し、スポーツ少年団の活動の充実を図る。	○アクティブ チャイルド プログラム普及促進研修会の開催	京都府スポーツ少年団
(2)リーダー育成 ア ジュニア・リーダー スクール(ジュニア・リーダー 資格認定講習会)	日本スポーツ少年団によるジュニア・リーダーの資格取得を通して、団員の模範となって活動する団員となるジュニア・リーダーとして養成する。	○小学5年生以上中学生までの団員を対象に20時間以上のプログラムを実施 ○認定及び認定証の交付等	京都府スポーツ少年団 市町村スポーツ少年団
イ リーダー会活動 支援	リーダー交流会等を支援し、資質向上を図る。	○京都府リーダー交流会の実施 ○全国・近畿の連絡会等への派遣	京都府スポーツ少年団
【2】スポーツ少年団活動の推進に関する事業 (1)スポーツ少年団 交流事業	府内の団員・リーダー・指導者が相互の情報交換等を行い、団員の交流活動の促進と単位団活動の活性化を図る。	○野外活動、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動等2泊3日の研修を実施 ○参加した団員は、「日本スポーツ少年団ジュニア・リーダー」として認定	京都府スポーツ少年団
(2)各種目別交流 事業	日頃の活動の成果を発揮し、交流活動の促進と単位団活動の活発化を図る。	○軟式野球、サッカー、剣道、バレーボール、少林寺拳法、バスケットボール、ホッケー、ソフトボール、ソフトテニス、空手道	京都府スポーツ少年団 主管団体
(3)日独同時交流 事業	日独の少年団の指導者と団員が互いに相手国を訪問し、国際経験豊かなリーダーを育成する。	○グループに分かれて各地でホームステイし、スポーツ交流や視察研修等のプログラムを約3週間にわたり実施する交流事業	京都府スポーツ少年団 日本スポーツ少年団
(4)各種大会派遣 事業	他の都道府県スポーツ少年団との交流による府少年団の活性化を図る。	○全国大会・近畿大会に参加する単位団の指導者及び団員に対する支援	京都府スポーツ少年団
(5)近畿ブロック スポーツ少年団交流 事業	近畿2府4県持ち回り開催で、団員の交流活動、単位団活動の活性化を図る。	○近畿スポーツ少年大会、近畿ブロックリーダー研究大会、各種交流大会(軟式野球、剣道、サッカー、バレーボール)を持ち回り開催する。 ○令和6年度は剣道交流大会の担当である。	京都府スポーツ少年団

【公4】 京都府スポーツ少年団事業

[定款上の根拠: 第4条第1項第7号]

事業名等	趣旨・目的	内 容	主管団体等
【3】市町村スポーツ少年団活動の支援に関する事業 (1)市町村スポーツ少年団活動強化事業	市町村スポーツ少年団活動の活性化と組織の充実、指導者の資質向上を図る。	○市町村スポーツ少年団が実施する事業に対する助成 ◆市町村内交流・交歓事業 ◆市町村間交流・交歓事業 ◆体力テスト事業 ◆指導者組織育成事業 ◆母集団育成事業 ◆リーダー会育成事業 ◆女子団員加入促進事業 ◆アクティブ・チャイルド・プログラム事業 ◆その他活動を活性化する事業	京都府スポーツ少年団
(2)団員拡充事業	スポーツ少年団未加入の児童生徒に対して、スポーツ少年団の啓発と加入促進を図る。	○市町村スポーツ少年団が実施する次の事業に対する助成 ◆未加入の児童生徒と団員の交流を図る事業 ◆スポーツ少年団体験入団事業	京都府スポーツ少年団
(3)チャレンジしようよスポーツの森	身体を動かすことの楽しさを体験する機会を提供する	○日本スポーツ協会が推進するアクティブ チャイルド プログラム(ACP)を活用し、運動遊びを促進する。	京都府スポーツ協会

【収1】 京都府スポーツセンター事業

[定款上の根拠: 第4条第1項第13号]

事業名等	趣旨・目的	内 容	主管団体等
京都府スポーツセンター管理事業	京都府スポーツセンターの会議室・団体事務室の利用を促進し、収益を本会の公益目的事業に活用する。	○京都府スポーツセンター管理業務	京都府スポーツ協会 (施設委員会)

【他1】 スポーツ関係者交流・表彰等事業

[定款上の根拠: 第4条第1項第2号、3号]

事業名等	趣旨・目的	内 容	主管団体等
(1)交流事業	府内のスポーツ関係者が一堂に会し、本府スポーツ界の更なる充実・発展を期する。	○関係者懇談会を本会が開催する。	京都府スポーツ協会 (総務委員会)
(2)表彰事業 ア 京都府スポーツ協会表彰事業	本会の発展及びスポーツ振興に顕著な功績があった者、または団体を表彰する。	○本会及び本会加盟団体から推薦された功労者及び優秀選手(個人・チーム)を表彰し、また、「京都スポーツ振興会基金」により、記念品を贈呈する。	京都府スポーツ協会 (総務委員会)
イ 京都府スポーツ少年団表彰事業	スポーツ少年団活動の発展に貢献し、その功績が顕著な者、または規範となる団体等を表彰する。	○本部委員会、専門部委員長等の推挙により功労者、単位団等を表彰する。	京都府スポーツ少年団
(3)その他	府内のスポーツ関係者に対する情報提供等	○京都府スポーツ協会時報発行 ○本会ホームページを積極的に活用し、最新情報の提供を行う。 ○募金活動・賛助会員入会推進 ○各種大会等協力支援	京都府スポーツ協会